

広島県教育委員会教育長訓令第八号

県立学校

広島県立学校事務処理等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎田好一

広島県立学校事務処理等規程の一部を改正する訓令

広島県立学校事務処理等規程（昭和六十年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県立学校の事務室の所掌に関する規程

第一条中「及び第六項」及び「並びに事務部長、総括事務長及び事務長の専決事項」を削る。

第二条中「別表第一」を「別表」とする。

第三条及び第四条を削る。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。